

権利擁護

12-1 成年後見制度 知 精

窓口：松阪市成年後見センター（電話 31-3001 FAX23-3359）

障がい福祉課（電話 53-4056 FAX 26-9113）

※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53-4069 FAX 26-4035）

知的障がい、精神障がい、認知症などで判断能力が十分でない方の財産管理や介護サービス契約等の法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度です。後見人等になる人は、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、法律又は福祉に関わる法人等から家庭裁判所が選任します。

【法定後見制度の概要】

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市長など (注1)		
成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為(借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築などの行為) (注2)(注3)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為(左記の行為の一部) (注1)(注2)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)	同上 (注2)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 (注1)	

注1 本人以外の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

注2 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

注3 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

【任意後見制度】

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

【窓口のご案内】

手続	管轄の家庭裁判所	旧松阪市内、飯南・飯高にお住まいの方 嬉野・三雲にお住まいの方	津家庭裁判所松阪支部(電話 51-0542) 津家庭裁判所(電話 059-226-4711)
相談	知的障がい・精神障がい	松阪市成年後見センター (松阪市福祉会館) (電話 31-3001)	障がい福祉課障がい福祉係(電話 53-4056)
	65歳以上の方		高齢者支援課高齢者サービス係(電話 53-4069) 各地域包括支援センター
	任意後見契約		松阪公証人合同役場(南町 178-5 電話 23-7883)

12-2 成年後見制度利用支援事業 知 照

窓口：障がい福祉課（電話 53-4056 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

※ 65歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53-4069 FAX 26-4035）

成年後見制度利用支援事業は、申立て費用や成年後見人等への報酬の負担が経済的に困難な方を対象に、これらの費用を公費で助成する事業です。

【支援内容】

① 後見開始等の審判請求費用の助成

65歳未満の知的障がい者又は精神障がい者であって、下記の条件に該当する方。

※ 65歳以上の方は高齢者支援課高齢者サービス係へ相談してください。

② 後見人等報酬の助成

【助成の条件等】

区分	①審判請求費用の助成	②後見人等報酬の助成
助成の対象者	・成年被後見人等（本人） ・申立代理人	・成年被後見人等（本人）
対象者の条件	次のいずれかに該当する方 (1) 生活保護受給者 (2) 中国残留邦人等支援給付受給者 (3) 資産等の状況から(1)に準ずる方で次のアからウのすべてを満たす方 ア 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税） イ 預貯金等の額が、単身世帯で80万円以下、2人世帯で120万円以下、以降、世帯員が1人増えるごとに35万円を加算した額以下 ウ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない ※ ただし、申立代理人の場合は、成年被後見人等（本人）及び申立代理人のいずれもが上記に該当する場合に限る。	左記と同様 ※ ただし、後見人等が本人の配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹の場合を除く。
対象経費	(1) 切手購入費用 (2) 収入印紙購入費用 (3) 診断書作成費用 (4) 鑑定費用	家庭裁判所が審判した後見人等報酬の範囲内 ※ ただし、被後見人等（本人）が次の場合にそれぞれ限度額が定められています。 ・在宅の場合（28,000円/月） ・施設入所の場合（18,000円/月）
備考	支給決定のため必要に応じて、戸籍の調査や預貯金等資産の調査を行う場合があります。	

窓口：松阪日常生活自立支援センター（松阪市社会福祉協議会 電話 22-3715）

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、日常生活を送るうえで必要な判断に不安がある方に対して、福祉サービスを利用するための手続きや日常的なお金の管理などをお手伝いします。

【対象者】

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理等が不安な方

※ ただし、本人との契約に基づいてサービスを提供しますので、利用意思と契約内容への理解が必要です。

【支援内容】

① 福祉サービス利用援助

- ・福祉サービス利用に関する情報の提供・助言・相談など
- ・福祉サービスの利用をはじめたりやめたりするときの手続き
- ・苦情を申し出るためのお手伝い

② 日常的金銭管理サービス

- ・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れ、各種支払のお手伝い
- ・福祉サービスの利用料や公共料金、家賃、税金などの支払い
- ・年金などを受け取るための手続き

③ 書類等の預かりサービス

- ・通帳や印鑑、年金証書などを金庫にて保管

【利用料】

・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス 1,200円/1回（1時間程度）

※ 契約を締結するまでの相談や支援計画の作成などは、無料です

※ 生活保護を受給している方は、利用料が免除されます

※ 所得の状況によって、利用料が免除されます

・書類等の預かりサービス 3,000円/年（250円/月）

12-4 障がい者に対する虐待の防止 図 知 籍

窓口：障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障がい者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

【障害者虐待防止法】

平成 24 年 10 月 1 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、国や地方自治体、障害者福祉施設などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

【法に定める障がい者虐待の定義と類型】

定義	類型
(1) 養護者による障がい者虐待 (2) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 (3) 使用者による障がい者虐待	(1) 身体的虐待
	(2) 放棄・放置
	(3) 心理的虐待
	(4) 性的虐待
	(5) 経済的虐待

【通報窓口】

対象	連絡・通報先	
● こども虐待 (18 歳未満の子ども)	松阪市こども家庭センター (30-8666) 三重県中勢児童相談所 (059-231-5666) 夜間・休日 (児童相談所 059-231-5901)	
● 障がい者虐待 (18 歳以上 65 歳未満の障がい者)	松阪市障がい福祉課 (53-4082・4056)	嬉野振興局 (48-3809) 三雲振興局 (56-7910) 飯南振興局 (32-2922) 飯高振興局 (46-7112) 夜間・休日 (市役所当直室 53-4100)
● 高齢者虐待 (65 歳以上の高齢者)	松阪市高齢者支援課 (53-4069・4088) 嬉野振興局 (48-3809) 三雲振興局 (56-7910) 飯南振興局 (32-2922) 飯高振興局 (46-7112)	第一地域包括支援センター (25-1070) 第二地域包括支援センター (42-7255) 第三地域包括支援センター (32-5083) 第四地域包括支援センター (51-5885) 第五地域包括支援センター (25-4300) 夜間・休日 (市役所当直室 53-4100)